

福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針原案と策定に向けた今後の進め方

1. 方針の目的

改正健康増進法が令和2年4月から全面施行されることを受け、誰もが快適に過ごせる施設環境整備を促進するとともに、市民等の健康保持増進及び健康寿命の延伸を目指すため、福島市の公共施設における受動喫煙防止対策方針を定めることを目的とする。

2. 策定に向けた体制

(1) 庁内組織（方針（原案）を協議検討し、最終決定）

①福島市庁舎等受動喫煙防止対策推進本部（以下「推進本部」という。）

②福島市庁舎等受動喫煙防止対策推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）

(2) 市民の声の反映（多方面、様々な立場からの意見）

①福島市受動喫煙防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）

11月29日（金）開催（事務局：保健所健康推進課）

②パブリックコメントの実施（令和2年1月実施予定）

広く市民からの意見を求め、公共施設の受動喫煙対策に反映する。

3. 福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針策定に向けた今後の進め方

（別紙 方針（原案））

現時点での方針（原案）を、推進委員会やパブリックコメントを通し広く市民の意見を反映させ、幹事会で検討、修正を加えながら令和2年2月に推進本部にて最終方針を決定してまいります。

4. 策定スケジュール

日時		内 容
R1 11月	18日	幹事会（開催済）
	21日	推進本部（庁議）（進め方の確認と方針原案提示）
	29日	推進委員会へ方針（原案）の提示
12月	中・下旬	幹事会・推進本部で修正案の検討
R2 1月		パブリックコメント実施
2月		幹事会・推進本部へ最終方針（案）提示、決定
3月		公表
4月	1日	施行

福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針(原案)

1. 目的

改正健康増進法が令和2年4月から全面施行されることを受け、誰もが快適に過ごせる施設環境整備を促進するとともに、市民等の健康保持増進及び健康寿命の延伸を目指すため、福島市の公共施設における受動喫煙防止対策方針を定めることを目的とする。

2. 方針策定の考え方

- (1)健康増進法の規定により区分される施設の類型・場所ごとに対策を講じる。
- (2)市のこれまでの取り組みを踏まえるとともに、子どもなど、20歳未満の者が主として利用することを目的としている施設について対策を強化する。

3. 対象となる施設

多数の者が利用する施設(※)で、市が所有または管理する公共施設及び公用車

※2人以上の者が利用する施設

4. 対象となる公共施設と受動喫煙防止対策

健康増進法上の施設等の類型	法律上の規制内容	福島市	
		方針(案)	主な対象施設
第1種施設 子どもや患者に特に配慮が必要な施設等	○敷地内禁煙 ※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる(特定屋外喫煙場所)	○敷地内禁煙 特定屋外喫煙場所は設置しない	市役所本庁舎、支所、男女共同参画センター、保健福祉センター、消防本部、消防署、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園 等
第2種施設 【屋内】	○原則屋内禁煙 ※喫煙を認める場合は喫煙専用室(室外への煙の流出防止措置がとられているもの)の設置が必要	○屋内禁煙 (建物部分) 喫煙専用室は設置しない	学習センター、図書館、クリーンセンター、こむこむ、福島テルサ、体育館等
第1種および喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設 【敷地内の屋外】	○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮 ※できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう配慮	○原則敷地内禁煙 (建物敷地内の屋外部分) 【除外施設】 施設の性質、設置目的及び立地環境から敷地内に「喫煙場所」を設置することが必要な施設については、十分な受動喫煙防止対策を講じた上で例外的に喫煙可とする	上記施設の駐車場、福島スカイパーク、下水道管理センター敷地 等 【除外施設】 別記の施設
その他の施設 (屋外施設) 以下2つの条件に該当しない場所 ①屋根がある ②側壁が概ね半分以上覆われている	※子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮	○敷地内禁煙 ・遊具のある施設 ・周囲に子どもがいる場合	新浜公園、荒川さくらづつみ河川公園 等
●対象外施設 住居や入居施設の個室など、人が居住する場所、ホテルや旅館の客室	○規制対象外	○規制対象外	市営住宅

公用車内は、移動中も含め、全て禁煙とする

<除外施設>

第2種施設のうち、施設の性質、設置目的及び立地環境から敷地内に「喫煙場所」を設置することが必要な施設については、十分な受動喫煙防止対策を講じた上で例外的に敷地内での喫煙を可とする

- ①福島市公設地方卸売市場
- ②吾妻多目的休憩施設
- ③四季の里の農村レストランの区域
- ④斎場
- ⑤つちゆロードパーク

5. 実施時期

令和2年4月1日から実施する。

(仮称) 福島市受動喫煙防止条例骨子 (案) の考え方

1 背景

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされています。

このことから、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法の一部が改正され、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められました。

本市における喫煙者の割合は減少傾向にあり、国、県に比べ低い状況ですが、男性の27.3%、女性の7.8%が喫煙をしています。また約4割の方が受動喫煙の機会が「あった」と回答しています。

健康増進法の改正及び市民から受動喫煙対策を求める声があることから、市は令和元年6月に「福島市受動喫煙防止対策推進委員会」を設置し、対策の検討を進めています。

2 目的

市は、受動喫煙を防止するための条例策定により、市民の健康寿命の延伸のために、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境を整備し、健都ふくしま創造事業を推進します。

また、I O CとWHOは、たばこのないオリンピックを目指していることから、東京2020オリンピック競技の開催都市として、大会の開催を契機に、条例策定により受動喫煙防止対策を強化するとともにレガシー（遺産）として継続します。

これらのことから、本条例骨子(案)においては、健康増進法の定める事項のほか、本市の実情に合わせた受動喫煙の防止に関する事項を定めます。

3 条例骨子(案)の主なポイント

(1) 市の公共施設における受動喫煙防止対策強化

- ・特定屋外喫煙場所の設置を不可とします。

※詳細は福島市庁舎等受動喫煙防止対策推進本部にて検討

(2) 学校・児童福祉施設等は、特定屋外喫煙場所の設置不可(努力義務)

- ・健康影響の大きい子どもが通う施設の管理権原者については、特定屋外喫煙所を設けないように努めなければならないとします。

(3) 福島駅周辺を、(仮称)受動喫煙防止重点区域に指定

- ・多数の人が訪れる福島駅周辺区域については、喫煙禁止とします。
- ・当該区域内に喫煙専用施設を設け、施設内においてのみ喫煙可能とすることで、望まない受動喫煙を防止します。
- ・加熱式たばこも、健康被害の影響を完全には否定できないことから、禁煙の対象とします。

(4) 受動喫煙防止重点区域において、喫煙の中止命令に従わない場合、過料を科す

- ・必要に応じて「指導員」を配置することができることとします。
- ・過料は十分な周知啓発期間を設けたうえで、別途規則で定める日から運用を開始します。

(5) 保護者及び学校教育における喫煙及び受動喫煙に関する情報の提供

- ・健康影響の大きい子どもを受動喫煙から守るため、保護者及び児童生徒への受動喫煙防止に関する情報の提供の場を増やすなどの必要な支援をします。

(仮称) 福島市受動喫煙防止条例骨子 (案)

※網掛け部分は、市独自性の高い項目

項目	内容
1 前文	<p>受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に悪影響を与えることが科学的に明らかとなっており、「望まない受動喫煙」を防止するために、健康増進法が平成30年7月に改正され、施設等の類型・場所ごとに講ずべき対策などが定められた。</p> <p>また、I O CとWHOは、たばこのないオリンピックを目指していることから、本市は東京2020オリンピック競技の開催都市として、大会の開催を契機に、受動喫煙防止対策を強化するとともに、その取組みをレガシーとして継続していく必要がある。</p> <p>このような認識の下に、望まない受動喫煙の防止のための取組みを総合的かつ効果的に推進することで、市民一人ひとりが他人の健康にも配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現を目指してこの条例を制定する。</p>
2 目的	<p>この条例は、健康増進法に定めるほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、受動喫煙による市民等の健康への影響を未然に防止し、もって市民等の健康増進を図ることを目的とする。</p>
3 定義	
たばこ	たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品
喫煙	人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
受動喫煙	人が他人の喫煙により発生した煙又は蒸気にさらされることをいう。
市民等	市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、20歳未満の者を現に監護する者をいう。
事業者	市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
4 市の責務	
(1)	市は、この条例の目的を達成するため、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。
(2)	市は、市民等及び事業者の受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行うものとする。
(3)	市は、市民等、保護者、事業者、施設等管理者と連携し、及び協力して受動喫煙の防止に関する施策を推進するものとする。
(4)	市は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙が生じないように適切な措置を講じなければならない。

(仮称) 福島市受動喫煙防止条例骨子 (案)

※網掛け部分は、市独自性の高い項目

項 目	内 容
5 市民等の責務	
(1)	市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせないように努めるものとする。
(2)	市民等は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。
6 保護者の責務	保護者は、その監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努めるものとする。
7 事業者の責務	
(1)	事業者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たっては、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むよう努めるものとする。
(2)	事業者は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。
8 教育の重要性	市は、学校教育その他の場において、喫煙及び受動喫煙の有害性並びに受動喫煙の防止に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。
9 市公共施設における受動喫煙の防止	【福島市公共施設における受動喫煙防止対策方針の規定に基づく】
10 学校、児童福祉施設等における受動喫煙の防止	前条で規定する福島市公共施設を除く幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等の管理権原者は、当該施設の敷地内において受動喫煙を生じさせることのない環境を整備するため、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しないように努める。
11 受動喫煙防止重点区域の指定	
(1)	市長は、多数の者が往来し、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める福島駅東口駅前広場及びその周辺並びに福島駅西口駅前広場を重点的に受動喫煙を防止する区域（以下「受動喫煙防止重点区域」という。）として指定することができる。
(2)	市長は、前項の規定により区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
12 受動喫煙防止重点区域の変更等	
(1)	市長は、必要があると認めたときは、受動喫煙防止重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。
(2)	市長は、前項の規定により受動喫煙防止重点区域の指定を変更し、又は解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(仮称) 福島市受動喫煙防止条例骨子 (案)

※網掛け部分は、市独自性の高い項目

項目	内容
13 受動喫煙防止重点区域における喫煙の制限等	
(1)	市長は、受動喫煙防止重点区域内又はその周辺において、受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた喫煙することができる場所（以下「指定喫煙所」という。）を設置することができる。
(2)	何人も、受動喫煙防止重点区域内において喫煙してはならない。ただし、指定喫煙所で喫煙する場合はこの限りではない。
(3)	加熱式たばこも喫煙の制限の対象とする。
14 指導及び命令	
(1)	市長は、前条第2項の規定に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができる。
(2)	市長は、前項の規定による指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命令することができる。
15 喫煙防止指導員	
(1)	市長は、前条の規定による指導及び命令を行うために必要があると認めるときは、喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）を置くことができる。
(2)	前項に規定するもののほか、指導員について必要な事項は、規則で定める。
16 罰則	受動喫煙防止重点区域内で喫煙し、喫煙防止指導員の命令に従わなかった者に対しては、過料を科す。
17 委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。
公布日（予定）	令和2年10月1日（又は9月議会最終日）
附則施行日（予定）	令和3年1月1日から施行する。 ただし、第14条第2項及び第16条の規定は、規則で定める日から施行する。